■第1回個人情報流出事案検証委員会 主な質疑・委員意見 (平成28年1月29日)

- ○インターネットに不審な情報があるとの通報があった後、9月までの期間において、堺 市から通報者にコンタクトしたのか。(委員)
- →職員が自作システムの売り込みをしているという内容であり、本人も事実を認めたため、 個人情報の流出と認識せず、通報者とはコンタクトしていない。(人事部)
- ○6月24日に通報をうけた段階で、個人情報漏えいの恐れはどれくらいあったのか。 キャッシュ情報に個人情報が含まれていないということで、個人情報漏えいが発生して ないという判断をしたことは妥当か。(委員)
- →キャッシュの調査から得られた情報をもとに、個人情報が流出したとの考えには至らず、 自作システムの売り込みという観点での調査を行うことになった。(人事部)
- ○今回まず行うべきであったのは、通報者へのコンタクトである。 キャッシュの情報だけから、個人情報漏えいが発生したという判断を行うのは難しいかもしれない。(委員)
- ○今回の再発防止策でログを取得すると言うが、そのログを、誰が、どのように、きちんと見るかということが課題になる。(委員)
- ○内部犯行への対処においては、①抑止、②防禦、③検知、④回復の取組みが必要である。 ③検知では、そもそも、見つけることができるのかという問題がある。その対策として、 ログをどのように扱うのかということを考えないといけない。(委員)
- ○ログは、記録をとるだけでなく、定期的にきちんと点検しないといけない。(委員)
- ○今後の対策を考えるにおいては、平常時と緊急時をわけて考えることが必要。 インシデントを検知した職員は連絡すること、としているが、インシデントに直面して いても、見逃してしまうことが多いのではないか。
 - 認知内容を、なんでも、通報できるような仕組みづくりが必要と思われる。(委員)
- ○堺市に限った事柄ではないが、システムの開発を原課に任せっぱなしという問題がある のではないか。(委員)
- →現在、情報システムの調達は、情報化推進課が把握をして、ガバナンスをきかせている。 調達した後の導入、運用のガバナンスについては、今後取り組んでいく。(行政部)